

第162回北上地区消防組合 議 会 臨 時 会 議 録

開会 令和元年6月7日

閉会 令和元年6月7日

北上地区消防組合議会議務局

第162回臨時会会議録

目 次

令和元年6月7日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	1
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	2
議席の指定	3
副議長の選挙	3
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
現金出納検査結果の報告	6
議案第6号 北上地区消防組合監査委員の選任について	7
議案第7号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	7
議案第8号 令和元年度北上地区消防組合補正予算（第1号）	10
議案第9号 西和賀消防署新築（建築）工事の請負契約の締結について	14

第162回会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第6号	北上地区消防組合監査委員の選任について	6月7日	原案可決
議案第7号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	6月7日	原案可決
議案第8号	令和元年度北上地区消防組合補正予算(第1号)	6月7日	原案可決
議案第9号	西和賀消防署新築(建築)工事の請負契約の締結について	6月7日	原案可決

令和元年6月7日（金曜日）

議事日程第2号

令和元年6月7日（金）午後3時30分開議

北上地区消防組合消防本部 大会議室

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 現金出納検査結果の報告
- 第6 議案第6号 北上地区消防組合監査委員の選任について
- 第7 議案第7号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 令和元年度北上地区消防組合補正予算（第1号）
- 第9 議案第9号 西和賀消防署新築（建築）工事の請負契約の締結について

出席議員（7名）

1番 高橋晃大君	2番 梅木忍君
3番 小原敏道君	4番 鈴木健二郎君
5番 柿澤繁俊君	6番 高橋到君
7番 齊藤律雄君	

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	細井洋行君
会計管理者（北上市会計管理者）	藤原和恵君
監査委員	高橋政芳君

監査委員事務局長	佐藤康浩君
事務局長（消防長）	佐藤晃君
事務局次長	折居基宣君
消防次長兼総務課長	菊池洋幸君
予防課長	昆野美継君
警防課長	高橋克哉君
北上消防署長	菅浩城君
西和賀消防署長	高橋毅君

関係市町出席者

北上市消防防災部消防防災課長	武田明一君
西和賀町総務課長	高橋三智昭君

議会事務局出席者

事務局長	佐藤晃君
事務局次長	菊池洋幸君
書記	小原和弘君
書記	高橋周一君
書記	工藤拓矢君
書記	浅沼悟君
書記	高橋梢君

午後3時30分 開会・開議

○議長（齊藤律雄君） 開会に先立ちまして、新たに組合議会に出席する職員及び消防組合幹部職員を御紹介いたしたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。事務局長。

（事務局長幹部職員紹介）

○議長(齊藤律雄君) ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第162回北上地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第2号によって進めます。

議事に先立ちまして、新たに消防組合議員に選出されました柿澤繁俊議員、高橋到議員の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

ここで、先般の西和賀町議会の改選に伴い、新たに消防組合議員に選出されました、お二人の議員を紹介いたします。

最初に、柿澤繁俊議員を紹介いたします。

(柿澤繁俊議員自己紹介)

次に、高橋到議員を紹介いたします。

(高橋到議員自己紹介)

お二人には、このたび当選されましたこと、誠に慶賀にたえません。組合議員として、常備消防の発展のため尽力していく上において、非常に心強い次第であります。特段の御協力をお願い申し上げ、お二人の紹介いたします。

○議長(齊藤律雄君) 日程第1、議席の指定を行います。

西和賀町議会選出議員の議席の指定は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

柿澤繁俊議員の議席は5番、高橋到議員の議席は6番に指定いたします。

○議長(齊藤律雄君) 日程第2、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきまして地方自治法第118条の規定により、投票と指名推薦の方法がありますが、どのようにいたしますか。

2番、梅木忍議員。

○2番(梅木忍議員) 指名推薦によりお願いしたいと思います。

○議長(齊藤律雄君) 只今2番、梅木忍議員から指名推薦による選挙の発言がありました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。指名推薦について発言を求めます。2番、梅木忍議員。

○2番(梅木忍議員) 6番の高橋到議員を推薦いたします。

○議長(齊藤律雄君) 只今、2番梅木忍議員から、副議長に6番高橋到議員を推薦する旨の発言がございました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。

よって、副議長に、6番高橋到議員を指名いたします。6番高橋到議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、6番高橋到議員が副議長に当選されました。6番高橋到議員が本会議場におられますので、本席から会議規則第14条の規定による告知をいたします。副議長に当選されました高橋到議員からのご挨拶をお願いいたします。

○6番(高橋到議員) 只今、推薦をしていただきました、西和賀町議会の高橋到と申します。宜しくお願いします。消防議会は二期目ですが、皆様の御協力を得ながら、齊藤議長を補佐していきたいと思っております。どうか宜しくお願いします。

○議長(齊藤律雄君) ここで、先般行われました市長選挙において、めでたく再選されました、組合管理者高橋市長から、就任の挨拶の発言を求められておりますので、この際これを許します。

○議長(齊藤律雄君) 管理者。

(管理者 高橋敏彦君 登壇)

○管理者(高橋敏彦君) お許しをいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。去る4月に行われました、北上市長選挙におきまして、再選いただき、引き続き北上市政を担うと共に、当消防組合の管理者として、

仕事をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。また、ただいま御紹介のごさいました柿澤繁俊議員、並びに高橋到議員におかれましては、西和賀町議会議員選挙におきまして、めでたく当選され当消防組合議員となられましたこと、心からお祝い申し上げます。当消防組合の運営に一層の御指導をお願い申し上げます。

結びに、これまで同様、地域の安全、安心を皆様と共に築いて参りたいと存じますので、変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(齊藤律雄君) 暫時休憩いたします。

午後 3 時 39 分 休 憩

午後 3 時 40 分 再 開

○副議長(高橋到君) 休憩を解きます。

ここで、議長から特に発言を求められていますので、この際、これを許します。議長。

(議長 齊藤律雄君 登壇)

○議長(齊藤律雄君) 先般行われました北上市長選挙におきまして、めでたく再選され、当組規約の定めるところにより管理者に再任されました高橋北上市長に対し、組合議会を代表いたしまして、一言お祝いを申し上げます。管理者には、今回の選挙におかれまして、3度目の当選を果たされ当組合の管理者として今後4年間、当消防組合の先頭に立ち、消防行政の執行に当たられることに対して、組合議員一同、心からお祝いを申し上げます。管理者の豊富な行政経験と優れた行政手腕を消防行政に遺憾なく発揮され、住民の安全、安心のまちづくりの推進に御尽力いただきますようお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

○副議長(高橋到君) ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時42分 休 憩

午後 3 時43分 再 開

○議長(齊藤律雄君) 再開いたします。日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により 5 番 柿澤繁俊議員 6 番 高橋到議員を指名いたします。

○議長(齊藤律雄君) 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第 5、現金出納検査の結果について報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) ただ今の報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) 議案配布のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時45分 休 憩

午後 3 時46分 再 開

○議長(齊藤律雄君)再開いたします。

○議長(齊藤律雄君) 日程第6、議案第6号、北上地区消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者 高橋敏彦君 登壇)

○管理者(高橋敏彦君) ただいま上程になりました議案第6号、北上地区消防組合監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。北上地区消防組合監査委員であります高橋政芳氏が6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き高橋政芳氏を選任しようとするものであります。高橋氏は、西和賀町の監査委員としても監査業務に精通されており、人格、識見ともに適任と確信し、選任しようとするものであります。何卒、満堂の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。この採決は、挙手により行います。

○議長(齊藤律雄君) 本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(齊藤律雄君) 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。休憩いたします。

午後3時48分 休 憩

午後3時49分 再 開

○議長(齊藤律雄君) 再開いたします。日程第7、議案第7号、北上地区消防組合災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○議長(齊藤律雄君) 事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました議案第7号、北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。今回の改正のうち、第16条につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律が公布され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、改正しようとするものであります。第29条の4につきましては、消防法施行令の一部改正に伴う引用条項を改めようとするものであります。第29条の5につきましては、住宅用防災警報器等の設置免除規定に、特定小規模施設用自動火災報知設備を追加しようとするものであります。施行日は、第16条につきましては令和元年7月1日とし、その他の改正は公布の日とするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 2点確認です。1点目は、この際お聞きしたいのですが、避雷設備というのはどういうものなのでしょう。北上地区にはこの設備はどういったものか。もう1点は工業規格から産業規格に名称変更になったということの説明でございますが、ただ名称の変更なのか、産業規格になることによって内容的に何か変わってくるものなのか、この際お聞きしておきます。お願いします。

○議長(齊藤律雄君) 予防課長。

○予防課長(昆野美継君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。まずは避雷設備はどういう物なのかということですが、落雷により火災を避けるために高い所につけるものであります。この条例の中ではどのようなところに設置しろという規制はございません。消防法としては危険物施設で倍数により規制するところがあったり、建築基準法で規制はありますが、条例上ではどのようなところという規制はされておられません。北上でも危険物施設として申請されて避雷設備等がありますが、条例としての施設として規制したことは今までございません。あともう一つ、日本工業規格が産業規格に変わったということですが、不正競争防止法等の中で工業標

準化法という法律が産業標準化法という法律に変わりました、内容としては今までのJIS規格の中にサービス等を追加して、工業関係の規格だけであったものを、サービス関係も追加して、名称的に日本産業規格に変わったものであります。内容としましては、変わりはありません。以上です。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 避雷設備ですが、避雷針という物とはまたちょっと違うのかなと思うのですが、もうちょっと詳細に説明をお願いしたいのですが、いわゆる、条例による避雷設備とはどういうものを言うのか、なぜ条例にきちっと避雷設備と入れなくちゃいけないのか、普通は建物にある物ですが、ちょっと違うのかなと思うのです。この際御説明をお願いします。それから、日本産業規格、サービスの部分に加わるということですが、そのサービスとはどういうものなのか。

○議長(齊藤律雄君) 予防課長。

○予防課長(昆野美継君) 避雷設備は避雷針とは違うのかということですが、避雷針のことです。なぜ条例上で規定しているのかということですが、今後、法律上で規制されない内で条例で規制しなきゃいけないところが出てくる可能性を捉えて作っている条項、今のところどのような施設に設置しろという義務がない規定でございます。あと、もう一つ、日本産業規格のサービス等とはどのようなものかということですが、この法律改正の目的が第4次産業革命の下、IoTやAIなどの情報技術の革新が目覚ましく進み、こうした状況において、データ、情報等の内容も日本工業規格に含めたことにより日本産業規格と名称を変えたものです。以上です。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 避雷針等も入るということですね。条例によって規制を受ける対象になってくるといことで条例で定められるということ、ですから、規制されるとはということなのか、分かるように説明をお願いします。

○議長(齊藤律雄君) 事務局長。

○事務局長(佐藤晃君) 休憩をお願いします。

○議長(齊藤律雄君) 暫時休憩します。

午後 3 時57分 休 憩

午後 4 時00分 再 開

○議長(齊藤律雄君) 再開いたします。予防課長。

○予防課長(昆野美継君) 鈴木議員の御質問にお答えします。避雷設備は避雷針と同等のものであります。建築基準法等で避雷設備、避雷針を付けることに対して火災予防条例のほうで J I S 規格に合うものという意味で日本工業規格であったものが名前が変わって、産業規格に適合するものと規制しているものです。名前は日本工業規格から産業規格と変わりましたが、この避雷設備の基準に関しては変わりはありません。以上です。

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 7 号「北上地区消防組合 火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第 8、議案第 8 号、令和元年度北上地区消防組合補正予算第 1 号を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました 議案第8号、令和元年度北上地区消防組合補正予算第1号について、提案の理由を申し上げます。はじめに、第1条の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ3,924万7,000円を追加し、予算の総額を26億4,124万7,000円にしようとするものであります。

内容について歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。3款1項1目日常備消防費、3節の職員手当等について御説明いたします。

本年4月から、岩手県防災航空隊に隊員1名の派遣により、単身赴任手当が生じたことから、単身赴任手当に通勤手当から27万円を配当換えしようとするものであります。

次に、3款1項2目消防施設費3,924万7,000円の増は、北部消防庁舎建設事業の増によるものですが、内訳は、労務単価改訂による増額と、消防庁舎敷地入口の安全性を考慮し、1箇所から2箇所にしたことによる増、及び、地質調査結果に基づく、地盤改良費の増によるものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。6ページをご覧願います。

1款1項2目 消防費分賦金の984万7,000円の増は、北部消防庁舎建設事業の増により、北上市からの分賦金を増額しようとするものであります。6款1項1目 消防債の2,940万円の増は、北部消防庁舎建築工事に係る起債を追加しようとするものであります。

続きまして、第2条の繰越明許費について、御説明申し上げます。4ページを御覧願います。北部消防庁舎建設における地盤改良工事等の変更に伴い、工期の延長が必要となり、令和2年度に予算を繰り越して事業を行うため、その繰越額を定めるものであります。

続きまして、第3条の地方債の補正について、御説明申し上げます。5ページを御覧願います。建築工事に係る起債2,940万円を追加したことから、起債の限度額を5億5,410万円に変更しようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 歳出の9ページです。北部消防庁舎の建設に関

することです。前の議会の時にお聞きしたのですが、これの正式名称はどのようにお考えになられているのか、というのは分署と出張所とは全然違うと思いますので、当時の消防長の答弁ですと、まだ最終的に決定していないとの答弁でした。最終的には分署化であるけれども、いずれ検討するとの答弁でしたので、今回分署とか出張所という名称は分からないのですが、それから、3,900万程の地盤改良のお話がなされましたけれども、その理由をもうちょっと細かく、聞きたいのですが、説明では地盤改良、それから歩道の切り下げ、一か所から二か所、それから労務単価が変わったということですが、地盤改良、これはどういう改良のことなのか、それから歩道の切り下げが、なぜ二か所必要なのか、それから労務単価は設計の時にたぶん示されるというふうに思うのですが、改定になって変わったのか分かりませんが、その説明をお願いしたいと思います。

○議長(齊藤律雄君) 総務課長。

○総務課長(菊池洋幸君) 只今の御質問にお答えいたします。まず名称についてでございますが、こちらについては分署か出張所ということでしたけれども、分署ということ考えています。増額の内訳の理由でございますが、どのような方法で改良するのかという部分でございますが、今回は地質調査の結果、地盤強度が足りないということで8メートルから11メートル位までの杭を打ち込むこととなります。さらに、切り下げがなぜ二か所かということでございますが、当初は敷地への出入り口を一か所で対応できるかと考えていたところでございますが、建築設計により建物の配置がある程度特定されたことによりまして、一般車両と緊急車両の動線を再度検討した結果、安全性を高めるために二か所としたものであります。労務単価の件でございますが、これにつきましては、当初見込みから追加工事が必要となったことから、工事が一か月から二か月程度延びることとなりました。それに伴いまして、労務単価改定の時期に重なったことによりまして、例年の増加率5パーセント程度を増額するものであります。以上であります。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 最初の地盤改良ですが、8メートルから11メー

トル位の杭を打ち込むことになったということですが、当初からこういう杭の長さの事が必要だという見込みだったのか、全部この長さの杭を打つのかという、要するに改良が必要になったということですよ。当初の見込みより改良が必要になったということですから、その改良が必要になった部分に軟弱な部分が相当あったとか、何か所あったとか、そういう細かいのですがお聞きしておきたい。その点お聞きします。

○議長(齊藤律雄君) 総務課長。

○総務課長(菊池洋幸君) 只今の御質問にお答えします。当初は地盤改良分については見込んでおりませんでした。地質調査の結果、必要だということで今回増額するものでございます。規模といたしましては、約200本必要となるものであります。以上でございます。

○議長(齊藤律雄君) 4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 地盤改良が必要になったことから経費増額が必要になったということですが、当初は200本必要ではなかったということですよ。ですから、当初はどのような地盤であって、何か所の改良を施す必要となったことと思いますが、ただ200本になったということではなくて、どのような地盤であったのかということを含めて、基礎の部分だから聞いておきたいと思えます。

○議長(齊藤律雄君) 総務課長。

○総務課長(菊池洋幸君) 当初は通常の基礎でゼロということになっておりますので、その分が評価ということであります。

○議長(齊藤律雄君) 休憩いたします。

午後4時14分 休 憩

午後4時16分 再 開

○議長(齊藤律雄君) 再開いたします。総務課長。

○総務課長(菊池洋幸君) 只今の質問ですが、通常は杭なしの基礎で行っているものですが、調査の結果、杭を打ち込んでの基礎ということが必

要となったものでございます。以上です。

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、令和元年度北上地区消防組合補正予算第1号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(齊藤律雄君) 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 日程第9、議案第9号、西和賀消防署新築(建築)工事の請負契約の締結についてを議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました議案第9号西和賀消防署新築(建築)工事の請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。この工事は、西和賀消防署庁舎の老朽化に伴い、西和賀町沢内字大野13地割3番18,15番2西和賀さわうち病院の北側に新築移転しようとするものであります。契約の方法は、地方自治法施行令第167条の5第2号による条件付一般競争入札とし、去る5月27日に入札を行った結果、千田工業株式会社が4億5,400万円で落札したので、工事の請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(齊藤律雄君) これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) 条件付一般競争入札ということですがけれども、

この業者は、西和賀町の事業、業者は関わらないのか、この新築工事にですね、それをお聞きします。入札には及ばなかったのでしょうか、他のところで西和賀の業者が関わっているのか、それから、二枚目ですけれども、福利厚生、鉄筋コンクリート二階建て、ここで女性職員の想定した施設の内容になっているのかどうか、確認したいと思います。休憩室、浴室、洗面室、更衣室、トイレ、トイレは一階、二階あると思うのですけれども、どういう構造になっているのかということで質問します。

○議長(齊藤律雄君) 総務課長。

○総務課長(菊池洋幸君) まず一点目の西和賀町の業者が関わらないのかという部分でございますが、条件付きの中で西和賀町ですと、Aに該当する業者が入れる訳ですが、こちらでのリストでは該当する業者がございませんでした。設備関係では機械設備の方で西和賀町の業者が落札しております。二点目の女性対応でございますが、庁舎内には全部で女性用のトイレが一階、二階で四か所ございます。女性専用のシャワールーム、仮眠室も計画しているところでございます。以上であります。

○議長(齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

○議長(齊藤律雄君) これより議案第9号、西和賀消防署新築(建築)工事の請負契約の締結についてを採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤律雄君) 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(齊藤律雄君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、第162回北上地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後4時24分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

齊 藤 律 雄

北上地区消防組合
議 会 議 員

高 橋 到

北上地区消防組合
議 会 議 員

柿 澤 繁 俊